

○和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

平成23年7月1日

要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、和東町建築物耐震改修促進計画に基づき木造住宅の耐震改修等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の建築物で、住宅の用途に供されている在来軸組み工法、伝統的工法又は枠組み壁工法のことをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅の評点を1.0(建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合にあつては、0.7)以上に向上させるものであること。
- (4) 簡易耐震改修 木造住宅(耐震改修を実施した木造住宅を除く。)に対し行う耐震改修設計又は耐震改修工事で、簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの(京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱(平成19年京都府告示第474号)に規定する簡易耐震改修に限る。)をいう。
- (5) 耐震シェルター設置 木造住宅(耐震改修又は簡易耐震改修を実施した木造住宅を除く。)に対して、地震時に高齢者、障害者等の生命を守る目的で建築物内に装置(知事が必要な構造耐力を有するものとして認めたものに限る。)を設置することをいう。

- (6) 木造住宅の所有者等 木造住宅の所有者、居住者、購入予定者又は賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住するものをいう。
- (7) 耐震改修等 耐震改修、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置をいう。
- (8) 耐震判定機関 建築物の耐震改修又は簡易耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として知事が認めるものをいう。

(補助対象木造住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、木造住宅の所有者等が行う耐震改修及び簡易耐震改修であつて、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している木造住宅に対して行うものであること。
- (2) 延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている木造住宅(住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上であるものに限る。)
- (3) 町税の滞納のないこと。

2 補助金の交付の対象となる耐震シェルター設置は、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する木造住宅に対して行う耐震シェルター設置とする。

- (1) 申請時において60歳以上の者が居住していること。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者が居住していること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者が居住していること。
- (4) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳を所持する者が居住していること。
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者が居住していること。

(6) 町税の滞納のないこと。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、別表のとおりとする。

2 一の耐震改修及び一の木造住宅に対する簡易耐震改修に対する補助金の交付は1回に限るものとする。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

(1) 補助金の交付を受けて既に耐震改修等を実施したことがある木造住宅
(当該既に実施した耐震改修等が耐震改修であるときは、当該耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0未満であつた場合のものに限る。)について、更に評点を1.0以上に向上させる耐震改修を実施する場合

(2) 市町村補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがある木造住宅について、耐震改修を実施する場合

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該補助金の交付を受けて実施する耐震改修等の設計及び工事着手前に木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)及び関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金交付の決定に際しては、必要な条件を別に付すことができる。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、第5条の申請内容を変更しようとするときは、速やかに木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更申請書(別記様式第3号)により町長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書(別記様式第4号)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書を審査し適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付確定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の確定通知を受けた申請者は、木造住宅耐震改修等事業費補助金支払請求書(別記様式第6号)を町長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書(別記様式第7号)により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、木造住宅耐震改修等事業費補助金返還命令書(別記様式第8号)により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(耐震改修設計及び工事の確認)

第13条 町長は、申請者の耐震改修設計の状況、耐震改修設計完了後の耐震改修工事の着工又は進捗の状況及び耐震改修工事完了後の木造住宅の現況などを適宜確認することができる。

- 2 申請者及び耐震改修設計又は耐震改修工事の施工者は、前項に規定する確認に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 令和6年度及び令和7年度の各年度分の補助金については、第2条第3号中「1.0(建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあつては、0.7)以上に向上させるもの」とあるのは、「0.7以上に向上させるもの」とする。

附 則(平成24年要綱第6号)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第2条第2号の規定にかかわらず、同号中「1.0以上(建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合にあつては、0.7)以上」とあるのは、当分の間、「0.7以上」と読み替えるものとする。

附 則(平成25年要綱第30号)

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則(平成29年要綱第4号)

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則(平成31年要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則(令和元年要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則(令和6年要綱第17号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 耐震耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0以上となる耐震改修	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用(耐震判定機関による判定に要する経費を除く。)の額 (2) 150万円 (3) 当該木造住宅が市町村補助金の交付を受けて既に耐震改修等を実施したことがあるものである場合は、150万円から当該既の実施した耐震改修等につき交付を受けた補助金額を控除した額
2 耐震改修に係る工事の完了後の評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用(耐震判定機関による判定に要する経費を除く。)の額に5分の4を乗じて得た額 (2) 100万円 (3) 当該木造住宅が市町村補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがあるものである場合は、100万円から当該既の実施した簡易耐

	震改修等につき交付を受けた補助金額を控除した額
3 簡易耐震改修	<p>1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額</p> <p>(1) 簡易耐震改修の実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）に5分の4を乗じて得た額</p> <p>(2) 40万円</p>
4 耐震シェルター設置	<p>1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額</p> <p>(1) 耐震シェルター設置の実施に要する経費に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(2) 30万円</p>

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

和東町長 様

（申請者）

住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、耐震改修を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、和東町が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録現票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

1 住宅の概要

1) 住宅の所在地	京都府相楽郡和東町
2) 住宅の種類	専用住宅 ・ ()併用住宅
3) 建築年次	年 月 着工 ～ 年 月 完成
4) 階数	階建
5) 延べ面積(うち居住部分の面積)	m ² (m ²)
6) 住宅の所有者	

2 工事概要

1) 改修区分	・耐震改修 ・簡易耐震改修
2) 予定工期	年 月 日～ 年 月 日
3) 総改修費	円
4) 補助対象改修費	円
5) 補助申請額	円
6) 耐震改修による評点	(工事前) →(工事後)
7) 簡易耐震改修の方法	

※ 添付書類(簡易耐震改修の場合は、(2)、(6)を耐震シェルター設置の場合は(2)、(3)の③、(6)を除く。)

(1) 耐震改修工事見積書又はシェルター設置工事見積書(設計事務

所及び工事施工会社等の記名・捺印のあるもの)

- (2) 耐震診断結果報告書(写し)
- (3) 耐震補強計画書又は耐震シェルター設置計画書(案内図、平面図、補強計画図、その他補強方法を示す図書並びに耐震改修後の建物についての総合判定(設計事務所及び工事施工会社等の記名・捺印のあるもの)等)
- (4) 町税の納税証明書等
- (5) 申請時木造住宅の賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者である場合は、当該住宅の所有者の同意書
- (6) 工事後の評点が0.7以上1.0未満の改修を行う場合は、その理由がわかる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

和東町長

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 京都府相楽郡和東町
- 3 住宅の種類 専用住宅・()併用住宅
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

別記様式第3号(第7条関係)

年 月 日

和東町長 様

(申請者)

住所

氏名

印

電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け、第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等の内容を下記のとおり変更したいので、和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 住宅の所在地	京都府相楽郡和東町
2 住宅の種類	専用住宅・()併用住宅
3 変更事項	

※ 添付書類

- ・ 耐震改修見積書又は耐震シェルター設置見積書
- ・ 変更耐震改修計画書又は変更耐震シェルター計画書(補強前後の平面図)
- ・ その他変更内容が判断できる書類

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

和東町長 様

（申請者）

住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書

年 月 日付け、第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修等事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1	住宅の所在地	京都府相楽郡和東町
2	住宅の種類	専用住宅・()併用住宅
3	完了年月日	年 月 日
4	添付書類	耐震改修及び簡易耐震改修の場合 (1) 木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書写し (2) 工事請負契約書の写し (3) 耐震改修工事に要した費用の支払いが確認できることを証明する内訳書の写し及び領収書の写し (4) 耐震改修工事の施工箇所ごとの着工前及び施工中及び完了時の写真 (5) 耐震補強計画書 ①案内図、平面図 ②補強計画図、その他補強方法を示す図 ③耐震改修後の建築についての総合判定 (6) その他町長が必要と認める書類 耐震シェルターの場合 (1) 耐震シェルター設置後の建物についての総合判定 (2) 耐震設置に係る委託契約書及び領収書の写し (3) 耐震シェルター設置工事の施工箇所ごとの着工前、施工中及び完了時の写真 (4) その他町長が必要と認める書類
耐震性能の確認 本件の木造住宅耐震改修等事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認し、補強後の耐震評点が1.0以上であることを証します。 工事監理者等 氏名 印 本件の木造住宅耐震改修等事業は、耐震改修計画に基づき工事が完成されたことを確認し、耐震性能の向上を証します。 工事管理者等 氏名 印		

別記様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

和東町長

木造住宅耐震改修等事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 京都府相楽郡和東町
- 2 住宅の種類 専用住宅 ・ ()併用住宅
- 3 交付決定額 円
- 4 補助金確定額 円

別記様式第 6 号(第 10 条関係)

年 月 日

和束町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

木造住宅耐震改修等事業費補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号の確定通知に係る木造住宅耐震改修等事業費補助金について、和束町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1	住宅の所在地	京都府相楽郡和束町
2	住宅の種類	専用住宅 ・ ()併用住宅
3	支払請求額	円
4	振込先	金融機関名
		預金の種類 普通 ・ 当座
		口座番号
		フリガナ
		口座名義人

※ 添付書類 木造住宅耐震改修等事業費補助金確定通知書(写し)

別記様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

和東町長

木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の交付通知に係る木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付について、和東町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第11条第1項(第1号・第2号)に基づき、下記のとおり一部・全部の取消しを決定したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 京都府相楽郡和東町
- 2 住宅の種類 専用住宅 ・ ()併用住宅
- 3 交付決定額 円
- 4 一部・全部取消額 円
- 5 取消の理由

別記様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

和束町長

木造住宅耐震改修等事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定を通知した事業の補助金について、
下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 1 住宅の所在地 京都府相楽郡和束町
- 2 住宅の種類 専用住宅 ・ ()併用住宅
- 3 返還金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第2号(第6条関係)

別記様式第3号(第7条関係)

別記様式第4号(第8条関係)

別記様式第5号(第9条関係)

別記様式第6号(第10条関係)

別記様式第7号(第11条関係)

別記様式第8号(第12条関係)